

国民健康保険税の課税方式・税率が変わります

町では、平成 23 年度から 7 年間、上限額を除く保険税率を据え置いてきました。

一方で、高齢化等による被保険者の減少や、医療の高度化にともなう 1 人当りの医療費上昇のため、近年は健全な財政運営を続けることが厳しい状況となっています。

このため、今回の制度改正で愛知県が示した標準的な税率を参考にして、平成 30 年度の保険税率を、下記の表のとおり改定しました。

主な変更点として、低所得者の負担が大きい資産割課税を廃止しています。

今後も、特定健診や疾病予防等の保健事業を推進することで、医療費の抑制を図り、適切な財政運営に努めていきますので、みなさんのご理解とご協力をお願いします。

■平成 30 年度からの新しい税率

		医療保険分		後期高齢者支援金等分		介護保険分 40 歳以上 64 歳まで	
		改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	改定後
①所得割	加入者の平成 29 年分の所得金額（給料・年金等）－基礎控除（33 万円）	4.5%	5.4%	1.6%	2.4%	1.0%	1.4%
②資産割	加入者の固定資産税額（土地家屋にかかる税額）に対して	20%	廃止	10%	廃止	4%	廃止
③均等割	加入者 1 人に対して	年間 21,600 円	変更なし	年間 7,200 円	年間 8,400 円	年間 7,200 円	年間 8,400 円
④平等割	1 世帯に対して	年間 20,400 円	変更なし	年間 7,200 円	変更なし	年間 4,800 円	変更なし
保険税の上限額		54 万円	変更なし	17 万円	19 万円	16 万円	変更なし

●各世帯の保険税をお知らせする平成 30 年度の国民健康保険税納税通知書は、7 月に発送の予定です



4 月から 国民健康保険の運営が変わりました

▶ 問合せ 役場保険医療課

国民健康保険は国民皆保険を支える医療保険制度として、みなさんの健康を維持するうえで重要な役割を担っています。しかし、社会保険等と比べて低所得者・高齢者が多いという構造的な課題を抱えています。

そこで、持続可能な制度を目指して、4 月から全国的に国民健康保険の運営方法等が変わりましたのでお知らせします。



国民健康保険の資格について

変わること

- ・愛知県国保の被保険者となります
※制度改正にともない、保険証等の様式が変更されます（現在保険証をお持ちの人は、次の更新時に変わります）

変わらないこと

- ・県内の他市区町村に異動した場合の届け出は、これまでどおり転出・転入先の市区町村の窓口となります

国民健康保険税について

変わること

- ・保険税の決め方が変わります。これまでは町の医療費等から、保険税額を決めていました。今後は、都道府県全体の医療費を市区町村ごとに按分した数値を参考に、町が保険税額を決めることになります

変わらないこと

- ・保険税の賦課・徴収に関わることは、これまでと変わらず、町が行います
・口座振替の金融機関等も変更はありません

保険給付・保健事業について

変わること

- ・過去 1 年間以内で高額療養費が 4 回以上ある場合に、限度額が引き下げられる制度（多数回該当）について、同一都道府県内のほかの市町村への転居で、同じ世帯であること（世帯主の継続性）が認められたときは、転居前の該当回数を通算できるようになります

変わらないこと

- ・高額療養費をはじめ、出産育児一時金や葬祭費等の給付申請は町が窓口となります
・特定健診等保健事業に関することは、今後も町が行います